

令和4年

第4回広陵町議会定例会議案

令和4年12月8日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 議案第 8 1 号 広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について [1 頁]
- 議案第 8 2 号 広陵町企業版ふるさと納税基金条例の制定について [7 頁]
- 議案第 8 3 号 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて [1 1 頁]
- 議案第 8 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて [1 5 頁]
- 議案第 8 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて [1 9 頁]
- 議案第 8 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて [2 3 頁]
- 議案第 8 7 号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正することについて [3 1 頁]
- 議案第 8 8 号 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて [3 5 頁]
- 議案第 8 9 号 広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正することについて [4 7 頁]
- 議案第 9 0 号 広陵町公民館条例の一部を改正することについて [5 1 頁]
- 議案第 9 1 号 広陵町立テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて [5 5 頁]
- 議案第 9 2 号 広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正することについて [6 1 頁]
- 議案第 9 3 号 広陵町都市公園条例の一部を改正することについて [6 5 頁]

- 議案第 94 号 広陵町地区計画区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正することについて [69 頁]
- 議案第 95 号 令和 4 年度広陵町一般会計補正予算 (第 9 号)
[75 頁]
- 議案第 96 号 令和 4 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号) [139 頁]
- 議案第 97 号 令和 4 年度広陵町水道事業会計補正予算
(第 3 号) [151 頁]
- 議案第 98 号 町道の路線認定及び変更について
[161 頁]
- 議案第 99 号 指定管理者の指定について
[177 頁]

議案第81号

広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例
の制定について

広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関（町長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）が定める事項を記載することができる。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「起算して15日以内」とし、法第84条の規定の適用については、同条中「60日以内」とあるのは「起算して45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月広陵町条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 本町に住民登録をしている者 無料

(2) 前号に掲げる者以外のもの 1件につき200円

2 開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(諮詢)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとときは、広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年3月広陵町条例第6号）第2条に規定する広陵町情報公開・個人情報保護審査会に諮詢することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第7条 町長は、毎年1回、実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(広陵町個人情報保護条例の廃止)
- 2 広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前にした違反行為については、旧条例第46条から第51条までの規定は、なおその効力を有する。

(広陵町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

5 広陵町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年6月広陵町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

6 広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、広陵町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、町に、広陵町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）

第15条第1項及び第16条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第105条第3項において準用する同条第1項の規定による
諮詢に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年1
2月広陵町条例第 号）第6条の規定による諮詢に応じ調
査審議すること。

(4) 広陵町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年12
月広陵町条例第 号）第45条の規定による諮詢に応じ審
査請求について調査審議すること。

(5) 広陵町議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定
による諮詢に応じ調査審議すること。

第6条第1項中「第2条第1項第1号又は第7号」を「第2条
第1号、第2号又は第4号」に、「情報公開条例」を「広陵町情
報公開条例」に、「及び個人情報保護条例第19条第1項、第2
8条第1項及び第34条第1項」を「並びに個人情報の保護に關
する法律第83条第1項、第94条第1項及び第102条第1項
並びに広陵町議会の個人情報の保護に關する条例第25条第1項、
第35条第1項及び第42条第1項」に改める。

（広陵町債権管理条例の一部改正）

7 広陵町債権管理条例（平成27年3月広陵町条例第27号）の
一部を次のように改正する。

第6条第1項中「広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広
陵町条例第5号）」を「個人情報の保護に關する法律（平成15
年法律第57号）」に改める。

議 案 第 82 号

広陵町企業版ふるさと納税基金条例の制定に
ついて

広陵町企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定す
る。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）の資金に充てるため、広陵町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の経費に充てるために法人から寄附された寄附金の額
- (2) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第 83号

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部

を改正することについて

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月広陵町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案 第 84 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の152.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第85号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年10月広陵町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長　山村吉由

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年10月広陵町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案 第 86 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
することについて

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町
条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800

15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000
16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300

	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	

	69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
	70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
	73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
	76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
	77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
	78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
	87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
	94		294, 900	342, 600				
	95		295, 200	343, 100				

96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301, 000				
115		301, 300				
116		301, 700				
117		301, 900				
118		302, 100				
119		302, 400				
120		302, 700				
121		303, 100				
122		303, 300				

	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後の条例」という。)別表第1の規定は令和4年4月1日から、第1条改正後の条例第16条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案 第 87号

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部
を改正することについて

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12月
月広陵町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第88号

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の一部を改正することについて

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年9月広陵町条例第6号)の一部を別紙のとおり改
正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年9月広陵町条例第6号) の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	円 1 4 6 , 1 0 0	円 1 9 5 , 5 0 0
2	1 4 7 , 2 0 0	1 9 7 , 3 0 0
3	1 4 8 , 4 0 0	1 9 9 , 1 0 0
4	1 4 9 , 5 0 0	2 0 0 , 9 0 0
5	1 5 0 , 6 0 0	2 0 2 , 4 0 0
6	1 5 1 , 7 0 0	2 0 4 , 2 0 0
7	1 5 2 , 8 0 0	2 0 6 , 0 0 0
8	1 5 3 , 9 0 0	2 0 7 , 8 0 0
9	1 5 4 , 9 0 0	2 0 9 , 4 0 0
10	1 5 6 , 3 0 0	2 1 1 , 2 0 0
11	1 5 7 , 6 0 0	2 1 3 , 0 0 0
12	1 5 8 , 9 0 0	2 1 4 , 8 0 0
13	1 6 0 , 1 0 0	2 1 6 , 2 0 0
14	1 6 1 , 6 0 0	2 1 8 , 0 0 0
15	1 6 3 , 1 0 0	2 1 9 , 7 0 0
16	1 6 4 , 7 0 0	2 2 1 , 5 0 0
17	1 6 5 , 9 0 0	2 2 3 , 2 0 0

1 8	1 6 7 , 4 0 0	2 2 4 , 9 0 0
1 9	1 6 8 , 9 0 0	2 2 6 , 5 0 0
2 0	1 7 0 , 4 0 0	2 2 8 , 1 0 0
2 1	1 7 1 , 7 0 0	2 2 9 , 5 0 0
2 2	1 7 4 , 4 0 0	2 3 1 , 2 0 0
2 3	1 7 7 , 0 0 0	2 3 2 , 8 0 0
2 4	1 7 9 , 6 0 0	2 3 4 , 4 0 0
2 5	1 8 2 , 2 0 0	2 3 5 , 4 0 0
2 6	1 8 3 , 9 0 0	2 3 6 , 9 0 0
2 7	1 8 5 , 5 0 0	2 3 8 , 3 0 0
2 8	1 8 7 , 2 0 0	2 3 9 , 5 0 0
2 9	1 8 8 , 7 0 0	2 4 0 , 7 0 0
3 0	1 9 0 , 4 0 0	2 4 1 , 9 0 0
3 1	1 9 2 , 2 0 0	2 4 2 , 9 0 0
3 2	1 9 3 , 9 0 0	2 4 4 , 1 0 0
3 3	1 9 5 , 5 0 0	2 4 5 , 4 0 0
3 4	1 9 6 , 9 0 0	2 4 6 , 4 0 0
3 5	1 9 8 , 4 0 0	2 4 7 , 6 0 0
3 6	1 9 9 , 9 0 0	2 4 8 , 9 0 0
3 7	2 0 1 , 2 0 0	2 4 9 , 8 0 0
3 8	2 0 2 , 5 0 0	2 5 1 , 1 0 0
3 9	2 0 3 , 7 0 0	2 5 2 , 3 0 0
4 0	2 0 5 , 0 0 0	2 5 3 , 6 0 0
4 1	2 0 6 , 3 0 0	2 5 5 , 0 0 0
4 2	2 0 7 , 6 0 0	2 5 6 , 4 0 0
4 3	2 0 8 , 9 0 0	2 5 7 , 6 0 0
4 4	2 1 0 , 2 0 0	2 5 8 , 8 0 0

4 5	2 1 1 , 3 0 0	2 6 0 , 0 0 0
4 6	2 1 2 , 6 0 0	2 6 1 , 2 0 0
4 7	2 1 3 , 9 0 0	2 6 2 , 5 0 0
4 8	2 1 5 , 2 0 0	2 6 3 , 6 0 0
4 9	2 1 6 , 3 0 0	2 6 4 , 7 0 0
5 0	2 1 7 , 4 0 0	2 6 5 , 8 0 0
5 1	2 1 8 , 4 0 0	2 6 7 , 1 0 0
5 2	2 1 9 , 5 0 0	2 6 8 , 4 0 0
5 3	2 2 0 , 6 0 0	2 6 9 , 4 0 0
5 4	2 2 1 , 6 0 0	2 7 0 , 5 0 0
5 5	2 2 2 , 5 0 0	2 7 1 , 8 0 0
5 6	2 2 3 , 5 0 0	2 7 3 , 1 0 0
5 7	2 2 3 , 8 0 0	2 7 4 , 0 0 0
5 8	2 2 4 , 6 0 0	2 7 5 , 0 0 0
5 9	2 2 5 , 4 0 0	2 7 5 , 9 0 0
6 0	2 2 6 , 1 0 0	2 7 7 , 0 0 0
6 1	2 2 6 , 8 0 0	2 7 8 , 1 0 0
6 2	2 2 7 , 8 0 0	2 7 9 , 1 0 0
6 3	2 2 8 , 6 0 0	2 8 0 , 0 0 0
6 4	2 2 9 , 4 0 0	2 8 1 , 0 0 0
6 5	2 3 0 , 1 0 0	2 8 1 , 5 0 0
6 6	2 3 0 , 8 0 0	2 8 2 , 4 0 0
6 7	2 3 1 , 7 0 0	2 8 3 , 1 0 0
6 8	2 3 2 , 7 0 0	2 8 4 , 0 0 0
6 9	2 3 3 , 4 0 0	2 8 5 , 0 0 0
7 0	2 3 4 , 0 0 0	2 8 5 , 8 0 0
7 1	2 3 4 , 5 0 0	2 8 6 , 6 0 0

7 2	2 3 5 , 2 0 0	2 8 7 , 4 0 0
7 3	2 3 6 , 0 0 0	2 8 8 , 2 0 0
7 4	2 3 6 , 6 0 0	2 8 8 , 7 0 0
7 5	2 3 7 , 2 0 0	2 8 9 , 1 0 0
7 6	2 3 7 , 7 0 0	2 8 9 , 6 0 0
7 7	2 3 8 , 4 0 0	2 8 9 , 8 0 0
7 8	2 3 9 , 1 0 0	2 9 0 , 1 0 0
7 9	2 3 9 , 8 0 0	2 9 0 , 3 0 0
8 0	2 4 0 , 3 0 0	2 9 0 , 7 0 0
8 1	2 4 0 , 8 0 0	2 9 0 , 9 0 0
8 2	2 4 1 , 5 0 0	2 9 1 , 1 0 0
8 3	2 4 2 , 2 0 0	2 9 1 , 5 0 0
8 4	2 4 2 , 9 0 0	2 9 1 , 8 0 0
8 5	2 4 3 , 5 0 0	2 9 2 , 1 0 0
8 6	2 4 4 , 2 0 0	2 9 2 , 4 0 0
8 7	2 4 4 , 9 0 0	2 9 2 , 7 0 0
8 8	2 4 5 , 6 0 0	2 9 3 , 1 0 0
8 9	2 4 6 , 1 0 0	2 9 3 , 4 0 0
9 0	2 4 6 , 6 0 0	2 9 3 , 8 0 0
9 1	2 4 6 , 9 0 0	2 9 4 , 1 0 0
9 2	2 4 7 , 3 0 0	2 9 4 , 5 0 0
9 3	2 4 7 , 6 0 0	2 9 4 , 7 0 0
9 4		2 9 4 , 9 0 0
9 5		2 9 5 , 2 0 0
9 6		2 9 5 , 6 0 0
9 7		2 9 5 , 8 0 0
9 8		2 9 6 , 1 0 0

9 9		2 9 6 , 5 0 0
1 0 0		2 9 6 , 9 0 0
1 0 1		2 9 7 , 1 0 0
1 0 2		2 9 7 , 4 0 0
1 0 3		2 9 7 , 8 0 0
1 0 4		2 9 8 , 1 0 0
1 0 5		2 9 8 , 3 0 0
1 0 6		2 9 8 , 6 0 0
1 0 7		2 9 9 , 0 0 0
1 0 8		2 9 9 , 3 0 0
1 0 9		2 9 9 , 5 0 0
1 1 0		2 9 9 , 9 0 0
1 1 1		3 0 0 , 3 0 0
1 1 2		3 0 0 , 6 0 0
1 1 3		3 0 0 , 8 0 0
1 1 4		3 0 1 , 0 0 0
1 1 5		3 0 1 , 3 0 0
1 1 6		3 0 1 , 7 0 0
1 1 7		3 0 1 , 9 0 0
1 1 8		3 0 2 , 1 0 0
1 1 9		3 0 2 , 4 0 0
1 2 0		3 0 2 , 7 0 0
1 2 1		3 0 3 , 1 0 0
1 2 2		3 0 3 , 3 0 0
1 2 3		3 0 3 , 6 0 0
1 2 4		3 0 3 , 9 0 0
1 2 5		3 0 4 , 2 0 0

第2条 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	円 1 5 0 , 1 0 0	円 1 9 8 , 5 0 0
2	1 5 1 , 2 0 0	2 0 0 , 3 0 0
3	1 5 2 , 4 0 0	2 0 2 , 1 0 0
4	1 5 3 , 5 0 0	2 0 3 , 9 0 0
5	1 5 4 , 6 0 0	2 0 5 , 4 0 0
6	1 5 5 , 7 0 0	2 0 7 , 2 0 0
7	1 5 6 , 8 0 0	2 0 9 , 0 0 0
8	1 5 7 , 9 0 0	2 1 0 , 8 0 0
9	1 5 8 , 9 0 0	2 1 2 , 4 0 0
10	1 6 0 , 3 0 0	2 1 4 , 2 0 0
11	1 6 1 , 6 0 0	2 1 6 , 0 0 0
12	1 6 2 , 9 0 0	2 1 7 , 8 0 0
13	1 6 4 , 1 0 0	2 1 9 , 2 0 0
14	1 6 5 , 6 0 0	2 2 1 , 0 0 0
15	1 6 7 , 1 0 0	2 2 2 , 7 0 0
16	1 6 8 , 7 0 0	2 2 4 , 5 0 0
17	1 6 9 , 8 0 0	2 2 6 , 1 0 0
18	1 7 1 , 2 0 0	2 2 7 , 8 0 0
19	1 7 2 , 6 0 0	2 2 9 , 4 0 0
20	1 7 4 , 0 0 0	2 3 0 , 9 0 0
21	1 7 5 , 3 0 0	2 3 2 , 2 0 0

2 2	1 7 7 , 8 0 0	2 3 3 , 8 0 0
2 3	1 8 0 , 3 0 0	2 3 5 , 4 0 0
2 4	1 8 2 , 8 0 0	2 3 6 , 9 0 0
2 5	1 8 5 , 2 0 0	2 3 7 , 9 0 0
2 6	1 8 6 , 9 0 0	2 3 9 , 4 0 0
2 7	1 8 8 , 5 0 0	2 4 0 , 7 0 0
2 8	1 9 0 , 2 0 0	2 4 1 , 9 0 0
2 9	1 9 1 , 7 0 0	2 4 3 , 1 0 0
3 0	1 9 3 , 4 0 0	2 4 4 , 1 0 0
3 1	1 9 5 , 2 0 0	2 4 5 , 1 0 0
3 2	1 9 6 , 9 0 0	2 4 6 , 1 0 0
3 3	1 9 8 , 5 0 0	2 4 7 , 2 0 0
3 4	1 9 9 , 9 0 0	2 4 8 , 1 0 0
3 5	2 0 1 , 4 0 0	2 4 9 , 0 0 0
3 6	2 0 2 , 9 0 0	2 5 0 , 0 0 0
3 7	2 0 4 , 2 0 0	2 5 0 , 9 0 0
3 8	2 0 5 , 5 0 0	2 5 2 , 2 0 0
3 9	2 0 6 , 7 0 0	2 5 3 , 4 0 0
4 0	2 0 8 , 0 0 0	2 5 4 , 7 0 0
4 1	2 0 9 , 3 0 0	2 5 6 , 0 0 0
4 2	2 1 0 , 6 0 0	2 5 7 , 4 0 0
4 3	2 1 1 , 9 0 0	2 5 8 , 6 0 0
4 4	2 1 3 , 2 0 0	2 5 9 , 8 0 0
4 5	2 1 4 , 3 0 0	2 6 0 , 9 0 0
4 6	2 1 5 , 6 0 0	2 6 2 , 1 0 0
4 7	2 1 6 , 9 0 0	2 6 3 , 4 0 0
4 8	2 1 8 , 2 0 0	2 6 4 , 5 0 0
4 9	2 1 9 , 2 0 0	2 6 5 , 6 0 0

5 0	2 2 0 , 3 0 0	2 6 6 , 6 0 0
5 1	2 2 1 , 3 0 0	2 6 7 , 8 0 0
5 2	2 2 2 , 3 0 0	2 6 8 , 9 0 0
5 3	2 2 3 , 3 0 0	2 6 9 , 9 0 0
5 4	2 2 4 , 2 0 0	2 7 0 , 9 0 0
5 5	2 2 5 , 1 0 0	2 7 2 , 0 0 0
5 6	2 2 6 , 0 0 0	2 7 3 , 1 0 0
5 7	2 2 6 , 3 0 0	2 7 4 , 0 0 0
5 8	2 2 7 , 1 0 0	2 7 5 , 0 0 0
5 9	2 2 7 , 8 0 0	2 7 5 , 9 0 0
6 0	2 2 8 , 5 0 0	2 7 7 , 0 0 0
6 1	2 2 9 , 2 0 0	2 7 8 , 1 0 0
6 2	2 3 0 , 0 0 0	2 7 9 , 1 0 0
6 3	2 3 0 , 7 0 0	2 8 0 , 0 0 0
6 4	2 3 1 , 3 0 0	2 8 1 , 0 0 0
6 5	2 3 1 , 9 0 0	2 8 1 , 5 0 0
6 6	2 3 2 , 5 0 0	2 8 2 , 4 0 0
6 7	2 3 3 , 1 0 0	2 8 3 , 1 0 0
6 8	2 3 3 , 8 0 0	2 8 4 , 0 0 0
6 9	2 3 4 , 5 0 0	2 8 5 , 0 0 0
7 0	2 3 5 , 1 0 0	2 8 5 , 8 0 0
7 1	2 3 5 , 6 0 0	2 8 6 , 6 0 0
7 2	2 3 6 , 3 0 0	2 8 7 , 4 0 0
7 3	2 3 7 , 0 0 0	2 8 8 , 2 0 0
7 4	2 3 7 , 6 0 0	2 8 8 , 7 0 0
7 5	2 3 8 , 2 0 0	2 8 9 , 1 0 0
7 6	2 3 8 , 7 0 0	2 8 9 , 6 0 0
7 7	2 3 9 , 3 0 0	2 8 9 , 8 0 0

7 8	2 4 0 , 0 0 0	2 9 0 , 1 0 0
7 9	2 4 0 , 7 0 0	2 9 0 , 3 0 0
8 0	2 4 1 , 2 0 0	2 9 0 , 7 0 0
8 1	2 4 1 , 7 0 0	2 9 0 , 9 0 0
8 2	2 4 2 , 3 0 0	2 9 1 , 1 0 0
8 3	2 4 2 , 9 0 0	2 9 1 , 5 0 0
8 4	2 4 3 , 4 0 0	2 9 1 , 8 0 0
8 5	2 4 3 , 9 0 0	2 9 2 , 1 0 0
8 6	2 4 4 , 5 0 0	2 9 2 , 4 0 0
8 7	2 4 5 , 1 0 0	2 9 2 , 7 0 0
8 8	2 4 5 , 6 0 0	2 9 3 , 1 0 0
8 9	2 4 6 , 1 0 0	2 9 3 , 4 0 0
9 0	2 4 6 , 6 0 0	2 9 3 , 8 0 0
9 1	2 4 6 , 9 0 0	2 9 4 , 1 0 0
9 2	2 4 7 , 3 0 0	2 9 4 , 5 0 0
9 3	2 4 7 , 6 0 0	2 9 4 , 7 0 0
9 4		2 9 4 , 9 0 0
9 5		2 9 5 , 2 0 0
9 6		2 9 5 , 6 0 0
9 7		2 9 5 , 8 0 0
9 8		2 9 6 , 1 0 0
9 9		2 9 6 , 5 0 0
1 0 0		2 9 6 , 9 0 0
1 0 1		2 9 7 , 1 0 0
1 0 2		2 9 7 , 4 0 0
1 0 3		2 9 7 , 8 0 0
1 0 4		2 9 8 , 1 0 0
1 0 5		2 9 8 , 3 0 0

1 0 6		2 9 8 , 6 0 0
1 0 7		2 9 9 , 0 0 0
1 0 8		2 9 9 , 3 0 0
1 0 9		2 9 9 , 5 0 0
1 1 0		2 9 9 , 9 0 0
1 1 1		3 0 0 , 3 0 0
1 1 2		3 0 0 , 6 0 0
1 1 3		3 0 0 , 8 0 0
1 1 4		3 0 1 , 0 0 0
1 1 5		3 0 1 , 3 0 0
1 1 6		3 0 1 , 7 0 0
1 1 7		3 0 1 , 9 0 0
1 1 8		3 0 2 , 1 0 0
1 1 9		3 0 2 , 4 0 0
1 2 0		3 0 2 , 7 0 0
1 2 1		3 0 3 , 1 0 0
1 2 2		3 0 3 , 3 0 0
1 2 3		3 0 3 , 6 0 0
1 2 4		3 0 3 , 9 0 0
1 2 5		3 0 4 , 2 0 0

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案 第 89 号

広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正すること
について

広陵町学校給食費徴収条例（平成6年3月広陵町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町学校給食費徵収条例の一部を改正する条例

広陵町学校給食費徵収条例（平成6年3月広陵町条例第16号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の項中「4,200円」を「4,600円」に
改める。

第4条中「教育委員会において」を「教育長が」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和5年度における学校給食費の徵収の特例）

3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に広陵町立
小学校で実施する学校給食における学校給食費の徵収に係る第3
条の規定の適用については、同条中「月額」とあるのは、「月額
4,200円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条
の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和5年4月1日以
後に実施する学校給食に係る学校給食費の徵収について適用し、
同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徵収については、
なお従前の例による。

議案 第 90 号

広陵町公民館条例の一部を改正することについて

広陵町公民館条例（昭和48年7月広陵町条例第26号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町公民館条例の一部を改正する条例

広陵町公民館条例（昭和48年7月広陵町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の表位置の欄中「広陵町大字平尾512番地5」を「広陵町大字平尾619番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第 91 号

広陵町立テニスコートの設置及び管理に関する
条例の一部を改正することについて

広陵町立テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成6年3月広陵町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町立テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

広陵町立テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成 6 年 3 月広陵町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（開場時間）

第 4 条 テニスコートの開場時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（6 月 1 日から 8 月 31 日までの間にあっては、午前 8 時から午後 7 時まで）とする。ただし、広陵町教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休場日）

第 5 条 テニスコートの休場日は、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は別に休場日を定めることができる。

第 10 条を第 14 条とする。

第 9 条中「第 6 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、「指定管理者」との次に「、第 5 条から第 9 条まで及び別表中「委員会」とあるのは「指定管理者」とを加え、同条を第 13 条とする。

第 8 条中「第 6 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条を第 12 条とし、第 7 条を第 11 条とし、第 6 条を第 10 条とする。

第 5 条の次に次の 4 条を加える。

（使用の許可）

第 6 条 テニスコートを使用しようとする者又は団体は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、テニスコートの使用を許可するときは、管理上必要な条件を付すことができる。

3 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) テニスコートの施設、設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) 同一の者又は団体が連續して4日以上テニスコートを使用することとなるとき。
 - (5) 管理上支障があると認められるとき。
 - (6) その他委員会が適当でないと認めるとき。
- （使用許可の取消し等）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を与えた後において当該許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 当該許可に係る使用の条件に違反したとき。

（使用料）

第8条 第6条第1項の許可を受けた者又は団体は、別表に定める広陵町立テニスコート使用料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下「使用料」という。）を当該許可を受けた際に納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 本町又は委員会若しくは広陵町スポーツ協会が主催する行事のために使用するとき。
- (2) その他委員会が特別の理由があると認めるとき。

別表中「第5条」を「第8条」に、「当り」を「当たり」に改め、同表に次のように加える。

備考 テニスコートを使用しようとする者又は団体に町内に住所を有する者、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内に事業所を有する者及び当該事業所における事業に専従する者並びに町内の幼稚園、保育所若しくは認定こども園又は学校に在籍する者以外の者が含まれる場合の使用料の額は、委員会が認める場合及び別に定めがある場合を除き、この表に掲げる額に100分の200を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正することについて

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成26年12月広陵町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成26年12月広陵町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（一時預かり利用料）

第6条 町長は、法第59条第10号に規定する一時預かり事業を利用する保護者から、町長が規則で定める一時預かり利用料を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（広陵町立認定こども園条例の一部改正）

2 広陵町立認定こども園条例（平成29年3月広陵町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「町長が別に定める」を「利用者負担条例第6条に規定する」に改める。

議案 第 93 号

広陵町都市公園条例の一部を改正することについて

広陵町都市公園条例（昭和51年3月広陵町条例第7号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 広陵町都市公園条例（昭和51年3月広陵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（都市公園の設置並びに区域の変更及び廃止）

第2条 町が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 町長は、都市公園を設置し、その区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、区域（都市公園を廃止する場合を除く。）その他必要と認める事項を公示しなければならない。

別表第1 広陵交通公園の項を削る。

別表第1の2 広陵町交通教室の項を削る。

別表第3 広陵町交通教室の項を削る。

第2条 広陵町都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

有料公園施設を使用しようとする場合

名称	単位	金額
テニスコート	1面1時間につき	500円

備考 有料公園施設を使用しようとする者に町内に住所を有する者、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内に事業所を有する者及び当該事業所における事業に専従する者並びに町内の幼稚園、保育所若しくは認定こども園又は学校に在籍する者以外の者が含まれる場合の有料公園施設の使用料の額は、町長が認める場合及び別に定めがある場合を除き、この表に掲げる額に100分の200を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 94 号

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正することについて

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
(平成21年8月広陵町条例第5号) の一部を別紙のとおり
改正する。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年8月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。
別表第1に次のように加える。

竹取公園西地区 地区整備計画区 域	都市計画法第20条第1項の規定によ り告示された令和4年1月2日広陵町 告示第59号に定める大和都市計画竹取 公園西地区地区計画の区域のうち、地区 整備計画が定められた区域
-------------------------	--

別表第2安部地区地区整備計画区域の部全区域の款建築物の建
ぺい率の最高限度の項及び馬見南3丁目地区地区整備計画区域の部低
層一戸建住宅地区の款建築物の建ぺい率の最高限度の項中「建ぺい
率」を「建蔽率」に改め、同表に次のように加える。

竹取公園 西地区地 区整備計 画区域	全区域	建築物 の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物以 外の建築物は建築してはなら ない。 (1) 靴下の製造又は販売に 関連する工場、倉庫、店 舗又は事務所 (2) 靴下の展示場又は博物 館でその用途に供する部 分の床面積の合計が1,500 平方メートル以内 のもの（3階以上の部分 をその用途に供するもの を除く。） (3) 別表第4に定める数量 を超えない危険物の貯蔵 又は処理に供するもの (4) 農産物の生産、集荷、 処理又は貯蔵に供するも の（建築基準法施行令 第130条の9の3に規 定するものを除く。） (5) 農業の生産資材の貯蔵 に供するもの (6) 前各号の建築物に附属 するもの
-----------------------------	-----	-------------------	--

建築物の容積率の最高限度	10分の15
建築物の建蔽率の最高限度	10分の5
建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
壁面位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以上でなければならない。ただし、本地区計画の都市計画決定の際現に存する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 道路の境界線 1.5 メートル (2) その他の隣地境界線 1.0 メートル</p>
建築物の高さの最高限度	<p>建築物の高さは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。</p> <p>(1) 道路の境界線から5メートル以下の距離にある建築物の部分 10メートル (2) 前号に掲げる建築物の部分以外の部分 13メートル</p>

別表第3中「別表第3」を「別表第3（別表第2関係）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（別表第2関係）

消防法第2条第7項に規定する危険物

危険物の種類				数量
消防法第2条 第7項に規定 する危険物	種類	品名	性質	2,000 リットル
	第4類	第3石油類	非水溶性液体	

備考 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第95号

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,605,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 2,738,208	千円 1,562	千円 2,739,770
	2 国庫補助金	1,669,313	1,562	1,670,875
17 寄附金		100,000	30,000	130,000
	1 寄附金	100,000	30,000	130,000
18 繰入金		289,048	132,930	421,978
	1 基金繰入金	278,962	132,930	411,892
19 諸収入		212,458	214	212,672
	5 雜入	199,586	214	199,800
20 町債		1,001,100	10,100	1,011,200
	1 町債	1,001,100	10,100	1,011,200
歳 入 合 計		14,430,719	174,806	14,605,525

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費		千円 120,239	千円 477	千円 120,716
	1 議会費	120,239	477	120,716
2 総務費		1,950,650	76,172	2,026,822
	1 総務管理費	1,685,255	80,005	1,765,260
	2 徴税費	152,366	391	152,757
	3 戸籍住民基本台帳費	78,615	△1,680	76,935
	4 選挙費	32,857	△2,544	30,313
3 民生費		5,438,652	14,081	5,452,733
	1 社会福祉費	2,937,154	△5,240	2,931,914
	2 児童福祉費	2,501,498	19,321	2,520,819
4 衛生費		1,604,025	29,414	1,633,439
	1 保健衛生費	606,240	△4,138	602,102
	2 清掃費	997,785	33,552	1,031,337
5 農商工費		430,385	7,804	438,189
	1 農業費	182,798	7,190	189,988
	2 商工費	247,587	614	248,201
6 土木費		1,618,060	△4,066	1,613,994
	1 土木管理費	92,973	8,292	101,265
	2 道路橋りょう費	831,849	2,840	834,689
	4 都市計画費	241,954	△15,198	226,756
8 教育費		1,385,314	50,826	1,436,140
	1 教育総務費	364,043	△14,384	349,659
	2 小学校費	236,467	22,720	259,187
	3 中学校費	110,873	5,769	116,642
	4 幼稚園費	339,274	33,814	373,088
	5 社会教育費	273,727	8,231	281,958
	6 保健体育費	60,930	△5,324	55,606

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 諸支出金		千円 427, 132	千円 98	千円 427, 230
	1 特別会計繰出金	420, 731	98	420, 829
歳 出	合 計	14, 430, 719	174, 806	14, 605, 525

第2表 繼越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業	金 額
8 教育費	4 幼稚園費	広陵西第二幼稚園解体事業	48,500 千円

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公共交通運行事業	令和5年度	23,000
はしお元気村空調設備等更新事業 (E S C O事業)	令和5年度	70,000
保育園等給食調理業務委託	令和5年度～ 令和7年度	108,900
小中学校LED化事業 (E S C O事業)	令和5年度	126,000
図書館LED化事業 (E S C O事業)	令和5年度	17,400

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎空調機器更新等事業 (E S C O 事業)	千円 135,000	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合はそ の債権者と の協定によ る。ただし、 財政の都合 により繰上 償還又は低 利に借換 えするこ とができる る。	千円 143,900	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合はそ の債権者と の協定によ る。ただし、 財政の都合 により繰上 償還又は低 利に借換 えするこ とができる る。
町道整備事業	325,700	同上	同上	同上	326,900	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金	千円 2,738,208	千円 1,562	千円 2,739,770
17 寄附金	100,000	30,000	130,000
18 繰入金	289,048	132,930	421,978
19 諸収入	212,458	214	212,672
20 町債	1,001,100	10,100	1,011,200
歳 入 合 計	14,430,719	174,806	14,605,525

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費	千円 120, 239	千円 477	千円 120, 716
2 総務費	1, 950, 650	76, 172	2, 026, 822
3 民生費	5, 438, 652	14, 081	5, 452, 733
4 衛生費	1, 604, 025	29, 414	1, 633, 439
5 農商工費	430, 385	7, 804	438, 189
6 土木費	1, 618, 060	△4, 066	1, 613, 994
8 教育費	1, 385, 314	50, 826	1, 436, 140
11 諸支出金	427, 132	98	427, 230
歳 出 合 計	14, 430, 719	174, 806	14, 605, 525

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
	8,900		477
			67,272
			14,081
			29,414
		161	7,643
1,562	1,200		△6,828
			50,826
			98
1,562	10,100	161	162,983

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
5 土木費国庫補助金	千円 601,037	千円 1,562	千円 602,599
計	1,669,313	1,562	1,670,875

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 総務費寄附金	100,000	30,000	130,000
計	100,000	30,000	130,000

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	216,579	132,930	349,509
計	278,962	132,930	411,892

(款) 19 諸収入

(項) 5 雜入

2 雜入	195,803	214	196,017
計	199,586	214	199,800

(款) 20 町債

(項) 1 町債

2 総務債	154,300	8,900	163,200
6 土木債	555,100	1,200	556,300

節		説明
区分	金額	
1 道路橋りょう費交付金	千円 1,562	千円 通学路対策事業補助金 1,562

1 総務管理費寄附金	30,000	みどりのふるさと応援寄附金	30,000

1 財政調整基金繰入金	132,930	財政調整基金繰入金	132,930

1 雜入	214	多面的機能支払交付金返還金	214

1 総務管理債	8,900	庁舎空調機器更新等事業（E S C O事業）債	8,900
1 道路橋りょう債	1,200	町道整備事業債	1,200

14款 国庫支出金 17款 寄附金 18款 繰入金 19款 諸収入 20款 町債

(款) 20 町債

(項) 1 町債

目	補正前の予算額	補正予算額	計
計	千円 1,001,100	千円 10,100	千円 1,011,200

節		説	明
区分	金額		
	千円		千円

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 120,239	千円 477	千円 120,716	千円	千円	千円	千円 477
計	120,239	477	120,716				477

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	971,773	65,005	1,036,778		8,900		56,105
---------	---------	--------	-----------	--	-------	--	--------

節・細節		説	明
区分	金額		
2 納入	千円 32	01 議員報酬・給与費 2 納入 ・一般職給 3 職員手当等 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 4 共済費 ・共済組合負担金	千円 477 32 32 420 2 417 1 25 25
2 一般職給	32		
3 職員手当等	420		
2 地域手当	2		
3 期末・勤勉手当	417		
5 時間外勤務手当	1		
4 共済費	25		
1 共済組合負担金	25		

2 納入	12,661	01 納入費 2 納入 ・一般職給 3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・管理職手当 2 地域手当 1,401 3 期末・勤勉手当 5,321 4 管理職手当 1,330	26,142 12,661 12,661 8,461 628 1,401 5,321 1,330 468 △98 860 225 △1,674 5,020 5,020
2 一般職給	12,661		
3 職員手当等	8,461		
1 扶養手当	628		
2 地域手当	1,401		
3 期末・勤勉手当	5,321		
4 管理職手当	1,330		

1款 議会費 2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 財産管理費	559,795	15,000	574,795				15,000
計	1,685,255	80,005	1,765,260		8,900		71,105

節・細節		説	明
区分	金額		
5 時間外勤務手当	千円 468	08 一般経費 (地域振興課) 12 委託料 ・ふるさと納税関係委託料	千円 15,000 15,000 15,000
6 通勤手当	△98	14 庁舎管理費 10 需用費 ・光熱水費	23,863 3,733 3,733
9 住居手当	860	12 委託料 ・その他委託料	14,850 14,850
14 児童手当	225	府舎空調機器更新等事業 (ESCO事業) (アスベスト含有箇所における対策工事費)	14,850
15 退職手当	△1,674	17 備品購入費 ・管理備品	5,280 5,280
4 共済費	5,020		
1 共済組合負担金	5,020		
10 需用費	3,733		
5 光熱水費	3,733		
12 委託料	29,850		
19 ふるさと納税関係委託料	15,000		
35 その他委託料	14,850		
17 備品購入費	5,280		
2 管理備品	5,280		
24 積立金	15,000	02 基金関係費 24 積立金 ・みどりのふるさと応援基金積立金	15,000 15,000 15,000
10 みどりのふるさと応援基金積立金	15,000		

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 税務総務費	千円 101,011	千円 391	千円 101,402	千円	千円	千円	千円 391
計	152,366	391	152,757				391

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基 本台帳費	78,615	△1,680	76,935				△1,680
-----------------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区分	金額		
2 納入	千円 297	01 納入費 2 納入 ・一般職給	千円 391 297
2 一般職給	297	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・管理職手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・児童手当	27 △162 15 1,003 120 △752 104 △21 △280 67
3 職員手当等	27	4 共済費 ・共済組合負担金	67
1 扶養手当	△162		
2 地域手当	15		
3 期末・勤勉手当	1,003		
4 管理職手当	120		
5 時間外勤務手当	△752		
6 通勤手当	104		
9 住居手当	△21		
14 児童手当	△280		
4 共済費	67		
1 共済組合負担金	67		

2 納入	△624	01 納入費	△1,680
2 一般職給	△624	2 納入 ・一般職給	△624 △624
3 職員手当等	△813	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当	△813 △180 △48

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	78,615	△1,680	76,935				△1,680

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	8,863	△2,544	6,319				△2,544
------------	-------	--------	-------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区分	金額		
1 扶養手当	千円 △180	・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当	千円 △459 △100 △26
2 地域手当	△48	4 共済費	△243
3 期末・勤勉手当	△459	・共済組合負担金	△243
5 時間外勤務手当	△100		
6 通勤手当	△26		
4 共済費	△243		
1 共済組合負担金	△243		

2 紙料	△806	01 紙与費	△2,544
2 一般職給	△806	2 紙料	△806
3 職員手当等	△1,367	・一般職給	△806
1 扶養手当	△396	3 職員手当等	△1,367
2 地域手当	△72	・扶養手当	△396
3 期末・勤勉手当	△322	・地域手当	△72
5 時間外勤務手当	△372	・期末・勤勉手当	△322
6 通勤手当	35	・時間外勤務手当	△372
		・通勤手当	35
		・児童手当	△240
		4 共済費	△371
		・共済組合負担金	△371

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	32,857	△2,544	30,313				△2,544

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	502,097	△9,407	492,690				△9,407
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説明
区分	金額	
14 児童手当	千円 △240	千円
4 共済費	△371	
1 共済組合負担金	△371	

2 紙料	△6,838	01 紙与費	△9,407
2 一般職給	△6,838	2 紙料	△6,838
3 職員手当等	△637	3 職員手当等	△637
1 扶養手当	△79	・扶養手当	△79
2 地域手当	△522	・地域手当	△522
3 期末・勤勉手当	△61	・期末・勤勉手当	△61
4 管理職手当	△480	・管理職手当	△480
5 時間外勤務手当	8	・時間外勤務手当	8
6 通勤手当	△63	・通勤手当	△63
9 住居手当	670	・住居手当	670
14 児童手当	△110	・児童手当	△110
4 共済費	△1,932	4 共済費	△1,932
1 共済組合負担金	△1,932	・共済組合負担金	△1,932

2款 総務費 3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 国民年金費	千円 4,213	千円 4,167	千円 8,380	千円	千円	千円	千円 4,167
計	2,937,154	△5,240	2,931,914				△5,240

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	210,638	16,302	226,940				16,302
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区分	金額	千円	
2 納入	千円 2,305	01 納入費 2 納入 ・一般職給	4,167 2,305
2 一般職給	2,305	3 職員手当等 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・通勤手当	2,305 1,143 139 977 27
3 職員手当等	1,143	4 共済費 ・共済組合負担金	719 719
2 地域手当	139		
3 期末・勤勉手当	977		
6 通勤手当	27		
4 共済費	719		
1 共済組合負担金	719		

2 納入	△2	01 納入費 2 納入 ・一般職給	15 △2
2 一般職給	△2	3 職員手当等 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当	13 16 9 △12
3 職員手当等	13	4 共済費 ・共済組合負担金	4 4
3 期末・勤勉手当	16		
5 時間外勤務手当	9	07 子育て世帯臨時特別給付事業 22 償還金、利子及び割引料 ・国庫補助金返還金	16,287 16,287 16,287
6 通勤手当	△12	子育て世帯臨時特別給付金事業返還金	
4 共済費	4		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 保育所費	445,970	△1,789	444,181				△1,789
4 こども園費	218,515	4,808	223,323				4,808

節・細節		説 明
区分	金額	
1 共済組合負担金	千円 4	千円
22 償還金、利子及び割引料	16,287	
12 国庫補助金返還金	16,287	
2 納入料	△814	01 納入料 2 納入料 · 一般職給
2 一般職給	△814	3 職員手当等 · 扶養手当 · 地域手当 · 期末・勤勉手当 · 時間外勤務手当 · 通勤手当 · 住居手当 · 児童手当
3 職員手当等	31	4 共済費 · 共済組合負担金
1 扶養手当	△169	
2 地域手当	△72	
3 期末・勤勉手当	304	
5 時間外勤務手当	2	
6 通勤手当	△92	
9 住居手当	293	
14 児童手当	△235	
4 共済費	△1,006	
1 共済組合負担金	△1,006	
2 納入料	2,507	01 納入料 2 納入料 · 一般職給
2 一般職給	2,507	3 職員手当等 · 扶養手当 · 地域手当 · 期末・勤勉手当
3 職員手当等	547	
1 扶養手当	△330	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,501,498	19,321	2,520,819				19,321

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	237,906	△4,138	233,768				△4,138
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区分	金額		
2 地域手当	千円 129	・時間外勤務手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・児童手当	千円 5 △45 △225 △280
3 期末・勤勉手当	1,293	4 共済費 ・共済組合負担金	1,754 1,754
5 時間外勤務手当	5		
6 通勤手当	△45		
9 住居手当	△225		
14 児童手当	△280		
4 共済費	1,754		
1 共済組合負担金	1,754		

2 紙料	△2,434	01 紙与費	△4,138
2 一般職給	△2,434	2 紙料 ・一般職給	△2,434 △2,434
3 職員手当等	△1,354	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当	△1,354 △434 △212
1 扶養手当	△434	・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当	△870 6
2 地域手当	△212	・通勤手当 ・住居手当	△65 321
3 期末・勤勉手当	△870	・児童手当	△100
5 時間外勤務手当	6	4 共済費 ・共済組合負担金	△350 △350

3款 民生費 4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	606,240	△4,138	602,102				△4,138

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	284,690	1,388	286,078				1,388
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区分	金額		
6 通勤手当	千円 △65		千円
9 住居手当	321		
14 児童手当	△100		
4 共済費	△350		
1 共済組合負担金	△350		

2 紙料	572	01 紙与費	1,388
2 一般職給	572	2 紙料	572
3 職員手当等	642	3 職員手当等	642
1 扶養手当	△198	・扶養手当	△198
2 地域手当	37	・地域手当	37
3 期末・勤勉手当	△31	・期末・勤勉手当	△31
4 管理職手当	240	・管理職手当	240
5 時間外勤務手当	△40	・時間外勤務手当	△40
6 通勤手当	374	・通勤手当	374
14 児童手当	260	・児童手当	260
4 共済費	174	4 共済費	174
		・共済組合負担金	174

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	659,558	32,164	691,722				32,164
計	997,785	33,552	1,031,337				33,552

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

1 農業委員会 費	20,941	325	21,266				325
2 農業総務費	30,298	6,631	36,929				6,631

節・細節		説明
区分	金額	
1 共済組合負担金	千円 174	千円
12 委託料	32,164	04 塵芥処理費 12 委託料
28 ごみ処理関係委託料	32,164	・ごみ処理関係委託料 不燃物搬送処分委託料

2 紙料	24	01 紙与費 2 紙料 ・一般職給	325 24 24
2 一般職給	24	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当	282 78 13
3 職員手当等	282	・期末・勤勉手当 ・管理職手当	71 120
1 扶養手当	78	4 共済費 ・共済組合負担金	19 19
2 地域手当	13		
3 期末・勤勉手当	71		
4 管理職手当	120		
4 共済費	19		
1 共済組合負担金	19		
2 紙料	3,536	01 紙与費 2 紙料 ・一般職給	6,631 3,536 3,536
2 一般職給	3,536	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当	2,064 98 212
3 職員手当等	2,064	・期末・勤勉手当	1,533
1 扶養手当	98		

4款 衛生費 5款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農地費	63,827	73	63,900				73
5 地域農政推進費	66,157	161	66,318			161	0
計	182,798	7,190	189,988			161	7,029

節・細節		説	明
区分	金額		
2 地域手当	千円 212	・時間外勤務手当	千円 221
3 期末・勤勉手当	1,533	4 共済費 ・共済組合負担金	1,031 1,031
5 時間外勤務手当	221		
4 共済費	1,031		
1 共済組合負担金	1,031		
2 紙料	22	01 紙与費	73
2 一般職給	22	2 紙料 ・一般職給	22 22
3 職員手当等	44	3 職員手当等 ・地域手当	44 2
2 地域手当	2	・期末・勤勉手当	38
3 期末・勤勉手当	38	・時間外勤務手当	4
5 時間外勤務手当	4	4 共済費 ・共済組合負担金	7 7
4 共済費	7		
1 共済組合負担金	7		
22 償還金、利子及び割引料	161	01 地域農政推進費	161
14 県補助金返還金	161	22 償還金、利子及び割引料 ・県補助金返還金 多面的機能支払交付金返還金	161 161

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工振興費	千円 205,745	千円 614	千円 206,359	千円	千円	千円	千円 614
計	247,587	614	248,201				614

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	92,973	8,292	101,265				8,292
---------	--------	-------	---------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区分	金額	千円	
2 納入	千円 △881	01 納入費 2 納入 ・一般職給	614 △881 △881
2 一般職給	△881	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・管理職手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・児童手当	1,512 576 2 421 540 △107 68 △28 40 △17 △17
3 職員手当等	1,512	4 共済費 ・共済組合負担金	
1 扶養手当	576		
2 地域手当	2		
3 期末・勤勉手当	421		
4 管理職手当	540		
5 時間外勤務手当	△107		
6 通勤手当	68		
9 住居手当	△28		
14 児童手当	40		
4 共済費	△17		
1 共済組合負担金	△17		

2 納入	3,068	01 納入費 2 納入 ・一般職給	8,292 3,068 3,068
2 一般職給	3,068	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当	4,145 297 277
3 職員手当等	4,145		

5 款 農商工費 6 款 土木費

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	92,973	8,292	101,265				8,292

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路橋りよ う新設改良 費	634,268	2,840	637,108	1,562	1,200		78
計	831,849	2,840	834,689	1,562	1,200		78

節・細節		説	明
区分	金額		
1 扶養手当	千円 297	・期末・勤勉手当	千円 1,988
2 地域手当	277	・管理職手当	1,260
3 期末・勤勉手当	1,988	・時間外勤務手当	695
4 管理職手当	1,260	・通勤手当	△48
5 時間外勤務手当	695	・住居手当	△324
6 通勤手当	△48	4 共済費	1,079
9 住居手当	△324	・共済組合負担金	1,079
4 共済費	1,079		
1 共済組合負担金	1,079		

12 委託料	2,840	11 通学路対策事業	2,840
7 分析・調査等委託料	2,840	12 委託料	2,840
		・分析・調査等委託料	2,840
		建物補償調査業務委託料	2,840

(款) 6 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	千円 107,646	千円 △15,198	千円 92,448	千円	千円	千円	千円 △15,198
計	241,954	△15,198	226,756				△15,198

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	201,272	△14,384	186,888				△14,384
--------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節・細節		説	明
区分	金額		
2 納入	千円 △7,939	01 納入費 2 納入 ・一般職給	千円 △15,198 △7,939
2 一般職給	△7,939	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当	△7,939 △4,758 △78 △614 △2,829 △1,140 4 △101
3 職員手当等	△4,758	4 共済費 ・共済組合負担金	△2,501 △2,501
1 扶養手当	△78		
2 地域手当	△614		
3 期末・勤勉手当	△2,829		
4 管理職手当	△1,140		
5 時間外勤務手当	4		
6 通勤手当	△101		
4 共済費	△2,501		
1 共済組合負担金	△2,501		

2 納入	△3,754	01 納入費	△14,384
2 一般職給	△3,754	2 納入 ・一般職給	△3,754 △3,754
3 職員手当等	△9,238	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当 ・住居手当	△9,238 185 △255 △9,455 1 △50 336
1 扶養手当	185		
2 地域手当	△255		

6款 土木費 8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	364,043	△14,384	349,659				△14,384

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	211,534	22,720	234,254				22,720
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節・細節		説	明
区分	金額		
3 期末・勤勉手当	千円 △9,455	4 共済費 ・共済組合負担金	千円 △1,392 △1,392
5 時間外勤務手当	1		
6 通勤手当	△50		
9 住居手当	336		
4 共済費	△1,392		
1 共済組合負担金	△1,392		

10 需用費	22,720	03 一般経費（西小学校）	8,621
5 光熱水費	22,720	10 需用費 ・光熱水費	8,621 8,621
		04 一般経費（東小学校）	3,068
		10 需用費 ・光熱水費	3,068 3,068
		05 一般経費（北小学校）	2,774
		10 需用費 ・光熱水費	2,774 2,774
		06 一般経費（真美ヶ丘第一小学校）	4,215
		10 需用費 ・光熱水費	4,215 4,215
		07 一般経費（真美ヶ丘第二小学校）	4,042
		10 需用費 ・光熱水費	4,042 4,042

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 236, 467	千円 22, 720	千円 259, 187	千円	千円	千円	千円 22, 720

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	95, 258	5, 769	101, 027				5, 769
計	110, 873	5, 769	116, 642				5, 769

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理費	339, 274	33, 814	373, 088				33, 814
----------	----------	---------	----------	--	--	--	---------

節・細節		説明
区分	金額	
	千円	千円

2 納入	13	01 納入費 2 納入 ・一般職給 3 職員手当等 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 4 共済費 ・共済組合負担金	144 13 13 83 1 81 1 48 48
2 一般職給	13		
3 職員手当等	83		
2 地域手当	1		
3 期末・勤勉手当	81		
5 時間外勤務手当	1		
4 共済費	48	04 一般経費 (広陵中学校) 10 需用費 ・光熱水費	3,006 3,006 3,006
1 共済組合負担金	48	05 一般経費 (真美ヶ丘中学校) 10 需用費 ・光熱水費	2,619 2,619 2,619
10 需用費	5,625		
5 光熱水費	5,625		

2 納入	△10,811	01 納入費 2 納入 ・一般職給 3 職員手当等	△14,686 △10,811 △10,811 △2,238
2 一般職給	△10,811		

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	339,274	33,814	373,088				33,814

節・細節		説	明
区分	金額		
3 職員手当等	千円 △2,238	・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・児童手当	千円 366 △607 △2,001 △135 △183 △3 325
1 扶養手当	366	4 共済費 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・児童手当	△2,001 △135 △183 △3 325
2 地域手当	△607	10 幼稚園施設整備費 12 委託料 ・設計・監理等委託料 広陵西第二幼稚園解体監理業務委託料	△607 △1,637 48,500 1,500 1,500
3 期末・勤勉手当	△2,001	14 工事請負費 ・広陵西第二幼稚園解体工事	△1,637 48,500 1,500 47,000 47,000
5 時間外勤務手当	△135		
6 通勤手当	△183		
9 住居手当	△3		
14 児童手当	325		
4 共済費	△1,637		
1 共済組合負担金	△1,637		
12 委託料	1,500		
3 設計・監理等委託料	1,500		
14 工事請負費	47,000		
7 広陵西第二幼稚園解体工事	47,000		

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育総務費	千円 44,475	千円 △939	千円 43,536	千円	千円	千円	千円 △939
2 図書館費	113,489	6,430	119,919				6,430

節・細節		説	明
区分	金額		
2 納入	千円 106	01 納入費 2 納入 ・一般職給	千円 △939 106
2 一般職給	106	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当	106 △865 △180 △4 △618 92 △155
3 職員手当等	△865	4 共済費 ・共済組合負担金	△180 △180
1 扶養手当	△180		
2 地域手当	△4		
3 期末・勤勉手当	△618		
5 時間外勤務手当	92		
6 通勤手当	△155		
4 共済費	△180		
1 共済組合負担金	△180		
2 納入	999	01 納入費 2 納入 ・一般職給	2,726 999
2 一般職給	999	3 職員手当等 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当	875 60 608 269 △62
3 職員手当等	875	4 共済費 ・共済組合負担金	852 852
2 地域手当	60		
3 期末・勤勉手当	608		
5 時間外勤務手当	269	03 一般経費 10 需用費 ・光熱水費	3,704 3,704 3,704
6 通勤手当	△62		
4 共済費	852		
1 共済組合負担金	852		

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 公民館費	44,629	2,420	47,049				2,420
4 文化財保護費	71,134	320	71,454				320
計	273,727	8,231	281,958				8,231

節・細節		説	明
区分	金額		
10 需用費	千円 3,704		千円
5 光熱水費	3,704		
3 職員手当等	193	01 紹与費	210
3 期末・勤勉手当	82	3 職員手当等 ・期末・勤勉手当	193 82
5 時間外勤務手当	111	・時間外勤務手当	111
4 共済費	17	4 共済費 ・共済組合負担金	17 17
1 共済組合負担金	17		
10 需用費	2,210	02 一般経費	2,210
5 光熱水費	2,210	10 需用費 ・光熱水費	2,210 2,210
2 紹料	36	01 紹与費	320
2 一般職給	36	2 紹料 ・一般職給	36 36
3 職員手当等	250	3 職員手当等 ・地域手当	250 3
2 地域手当	3	・期末・勤勉手当	92
3 期末・勤勉手当	92	・時間外勤務手当	155
5 時間外勤務手当	155	4 共済費 ・共済組合負担金	34 34
4 共済費	34		
1 共済組合負担金	34		

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総務費	千円 60,930	千円 △5,324	千円 55,606	千円	千円	千円	千円 △5,324
計	60,930	△5,324	55,606				△5,324

(款) 1 1 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

1 水道会計繰出金	72,119	98	72,217				98
-----------	--------	----	--------	--	--	--	----

節・細節		説	明
区分	金額		
2 納入	千円 △3,494	01 納入費 2 納入 ・一般職給	千円 △7,424 △3,494
2 一般職給	△3,494	3 職員手当等 ・扶養手当 ・地域手当 ・期末・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当 ・住居手当	△3,494 △2,545 △78 △272 △1,286 △360 1 80 △630 △1,385 △1,385
3 職員手当等	△2,545	4 共済費 ・共済組合負担金	
1 扶養手当	△78	03 一般経費 10 需用費 ・光熱水費	2,100 2,100 2,100
2 地域手当	△272		
3 期末・勤勉手当	△1,286		
4 管理職手当	△360		
5 時間外勤務手当	1		
6 通勤手当	80		
9 住居手当	△630		
4 共済費	△1,385		
1 共済組合負担金	△1,385		
10 需用費	2,100		
5 光熱水費	2,100		

27 繰出金	98	02 児童手当繰出金	98
12 児童手当負担金	98	27 繰出金 ・児童手当負担金	98

8款 教育費 11款 諸支出金

(款) 11 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 420,731	千円 98	千円 420,829				千円 98

節・細節		説	明
区分	金額		
	千円		千円

11款 諸支出金

給与明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当	その他	計			
補正後	長等	3		25,176	9,437	9,224	43,837	4,733	48,570
	議員	14	50,112		18,711		68,823	15,688	84,511
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371
	計	773	79,073	25,176	28,148	13,634	146,031	20,421	166,452
補正前	長等	3		25,176	9,281	9,224	43,681	4,718	48,399
	議員	14	50,112		18,418		68,530	15,688	84,218
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371
	計	773	79,073	25,176	27,699	13,634	145,582	20,406	165,988
比較	長等				156		156	15	171
	議員				293		293		293
	その他								
	計				449		449	15	464

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	536	364,589	871,417	681,710	1,917,716	302,498	2,220,214	
補正前	539	364,589	883,636	685,242	1,933,467	302,677	2,236,144	
比較	△ 3		△ 12,219	△ 3,532	△ 15,751	△ 179	△ 15,930	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	18,484	55,720	226,065	142,341	28,570
	補正前	18,540	56,105	235,602	136,940	26,940
	比較	△ 56	△ 385	△ 9,537	5,401	1,630
	区分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補正後	25,136	14,009	36	171,349	
	補正前	24,589	14,321	36	172,169	
	比較	547	△ 312		△ 820	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	255		811,991	606,069	1,418,060	244,664	1,662,724	
補正前	258		824,210	609,601	1,433,811	244,843	1,678,654	
比較	△ 3		△ 12,219	△ 3,532	△ 15,751	△ 179	△ 15,930	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	18,484	52,151	167,506	142,341	28,570
	補正前	18,540	52,536	177,043	136,940	26,940
	比較	△ 56	△ 385	△ 9,537	5,401	1,630
	区分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補正後	23,360	12,895	36	160,726	
	補正前	22,813	13,207	36	161,546	
	比較	547	△ 312		△ 820	

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	281	364,589	59,426	75,641	499,656	57,834	557,490	
補正前	281	364,589	59,426	75,641	499,656	57,834	557,490	
比較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後		3,569	58,559		
	補正前		3,569	58,559		
	比較					
	区分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補正後	1,776	1,114		10,623	
	補正前	1,776	1,114		10,623	
	比較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
給料	△ 12,219	給与改定に伴う増減分	3,528	平均改定率 0.46%
		その他の増減分	△ 15,747	
職員手当	△ 3,532	給与改定に伴う増減分	10,210	地域手当 230千円 期末手当 823千円 勤勉手当0.1月分 8,354千円 時間外勤務手当 118千円 退職手当 685千円
		その他の増減分	△ 13,742	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区分	分	一般事務 ・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和4年11月1日現在	平均給料月額(円)	285,453	264,850	—
	平均給与月額(円)	333,559	297,841	—
	平均年齢(歳)	40	59	—
令和4年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,200	264,300	—
	平均給与月額(円)	323,279	297,258	—
	平均年齢(歳)	39	59	—

イ 初任給

(円)

区分	一般事務 ・技術職	国の制度	
		一般職	
高校卒	補正後	154,600	154,600
	補正前	150,600	150,600
短学卒	補正後	167,100	167,100
	補正前	163,100	163,100
大学卒	補正後	185,200	185,200
	補正前	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区分	一般事務・技術職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和4年11月1日現在	職員数(人)	6	29	26	39	54	52	46	252
	構成比(%)	2.4	11.5	10.3	15.5	21.4	20.6	18.3	100
令和4年4月1日現在	職員数(人)	7	24	24	38	60	48	54	255
	構成比(%)	2.7	9.4	9.4	14.9	23.6	18.8	21.2	100
区分	技能労務職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和4年11月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和4年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区分	特定任期付職員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和4年11月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和4年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区分	一般事務・技術職
7級	理事及び部長の職務
6級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士の職務
3級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区分	一般事務・技術職
7級	理事及び部長に相当する職務
6級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士に相当する職務
3級	相当困難な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区分	技能労務職
4級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3級	困難な業務を行う業務員の職務
2級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区分	技能労務職
4級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3級	困難な業務を行う業務員の職務
2級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区分	特定任期付職員
5号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区分		合計	代表的な職種	
			一般職	技能労務職
正後	職員数 (A) (人)	255	253	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215	213	2
	号給数別内訳	1号給 (人)	4	4
		2号給 (人)	24	22
		3号給 (人)	27	27
		4号給 (人)	149	149
		5号給以上 (人)	11	11
正前	比率 (B) / (A) (%)	84.3	84.2	100.0
	職員数 (A) (人)	258	256	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	223	221	2
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1
		2号給 (人)	20	18
		3号給 (人)	28	28
		4号給 (人)	174	174
		5号給 (人)		
	比率 (B) / (A) (%)	86.4	86.3	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.15	2.25	4.4	有	
補正前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.25	4.4	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区分	全職員		
支給対象地域	町内全域		東京都の特別区の区域
支給率 (%)	6		20
支給対象職員数 (人)	254		1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6		20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.003	0.003	—
支給対象職員の比率(%) (令和4年11月1日現在)	1.176	1.176	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

令和4年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

令和4年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,834,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金		千円 253,672	千円 △11,354	千円 242,318
	2 基金繰入金	20,037	△11,354	8,683
5 繰越金		0	17,613	17,613
	1 繰越金	0	17,613	17,613
歳 入 合 計		3,827,800	6,259	3,834,059

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金		千円 3,500	千円 6,259	千円 9,759
	1 償還金及び還付加算金	3,500	6,259	9,759
歳 出 合 計		3,827,800	6,259	3,834,059

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金	千円 253,672	千円 △11,354	千円 242,318
5 繰越金	0	17,613	17,613
歳入合計	3,827,800	6,259	3,834,059

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金	千円 3,500	千円 6,259	千円 9,759
歳出合計	3,827,800	6,259	3,834,059

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	
千円	千円	千円
		6, 259
		6, 259

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 20,037	千円 △11,354	千円 8,683
計	20,037	△11,354	8,683

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	17,613	17,613
計	0	17,613	17,613

節		説 明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	千円 △11,354	財政調整基金繰入金 千円 △11,354

1 繰越金	17,613	令和3年度歳計剩余金	17,613

3款 繰入金 5款 繰越金

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者保険税還付金	千円 3,500	千円 370	千円 3,870	千円	千円	千円	千円 370
2 償還金	0	5,889	5,889				5,889
計	3,500	6,259	9,759				6,259

節・細節		説	明
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	千円 370	01 一般被保険者保険税還付金 22 償還金、利子及び割引料 ・保険税還付金	千円 370 370 370
8 保険税還付金	370		
22 償還金、利子及び割引料	5,889	01 償還金 22 償還金、利子及び割引料 ・国庫補助金返還金 ・県補助金返還金	5,889 5,889 64 5,825
12 国庫補助金返還金	64		
14 県補助金返還金	5,825		

議案第97号

令和4年度広陵町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度広陵町水道事業会計の補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度広陵町水道事業会計予算第3条に定めた
収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	877,154	98	877,252
第2項 営業外収益	138,019	98	138,117

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

1. 令和4年度広陵町水道事業会計補正予算（第3号）

実 施 計 画

収益的収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 水道事業 収 益			877,154	98	877,252	
	2 営業外収益		138,019	98	138,117	
		3 雜 収 益	137	98	235	

2. 令和4年度 広陵町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失	△9,167
減価償却費	205,191
固定資産除却費	5,000
退職給付引当金の増加額	8,914
賞与引当金等の増加額	267
貸倒引当金の増加額	236
長期前受金戻入額	△66,092
受取利息及び配当金	△820
支払利息及び企業債取扱諸費	100
営業及び営業外未収金増加額	△36,296
棚卸資産の減少	291
営業及び営業外未払金・未払費用減少額	△7,523
その他流動資産の増加額	△4,332
小計	95,769
受取利息及び配当金	820
支払利息及び企業債取扱諸費	△100
業務活動によるキャッシュ・フロー①	96,489

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得による支出	△307,695
国庫補助金による収入	47,762
他会計繰入金による収入	240
工事負担金による収入	23,000
投資活動に伴う未払金等の債務の増加額	42,220
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 194,473

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△2,138
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 2,138

IV 現金預金の減少額④=①+②+③

△100,122

V 現金預金の期首残高

1,485,223

VI 現金預金の期末残高

1,385,101

3. 令和4年度 広陵町水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位:千円)

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土	地	489,575
口 立	木	151
ハ 建	物	151,847
減価償却累計額	<u>△ 15,091</u>	136,756
二 構 築 物	8,267,920	
減価償却累計額	<u>△ 4,214,010</u>	4,053,910
木 機 械 及 び 装 置	493,195	
減価償却累計額	<u>△ 163,551</u>	329,644
ヘ 車両運搬具	12,735	
減価償却累計額	<u>△ 11,601</u>	1,134
ト 工具器具及び備品	29,991	
減価償却累計額	<u>△ 20,793</u>	9,198
チ 建設仮勘定		<u>203,636</u>
有形固定資産合計		5,224,004
(2) 投 資		
イ 長期貸付金	500,000	<u>500,000</u>
投 資 合 計		<u>500,000</u>
固 定 資 産 合 計		5,724,004

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,385,101
(2) 未 収 金		110,986
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,459</u>	109,527
(3) 貯 蔵 品		<u>16,059</u>
流 動 資 産 合 計		<u>1,510,687</u>
資 産 合 計		<u>7,234,691</u>

(単位：千円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1)引 当 金		
イ 退 職 給 付 金	<u>73,559</u>	<u>73,559</u>
固 定 負 債 合 計		73,559

4 流 動 負 債

(1)企 業 債		
イ 建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>654</u>	654
(2)未 払 金		63,210
(3)引 当 金		
イ 退 職 引 当 金		
口 賞 与 引 当 金	<u>5,400</u>	5,400
(4)預 り 金		35,000
(5)預 り 保 証 金		<u>200</u>
流 動 負 債 合 計		104,464

5 繰 延 収 益

(1)長 期 前 受 金	3,717,128	
(2)収 益 化 累 計 額	<u>△ 2,216,546</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>1,500,582</u>
負 債 合 計		<u>1,678,605</u>

(単位：千円)

資 本 の 部

6	資 本 金	2,437,848
7	剩 余 金	
	(1) 資 本 剩 余 金	
	イ 工 事 負 担 金	2,404,530
	ロ 受 贈 財 產 評 価 額	<u>2,313</u>
	資 本 剩 余 金 合 計	2,406,843
	(2) 利 益 剩 余 金	
	イ 減 債 積 立 金	654
	ロ 建 設 改 良 積 立 金	100,000
	ハ 災 害 準 備 積 立 金	50,000
	ニ 利 益 積 立 金	6,500
	ホ 当 年 度 未 処 分 利 益 剩 余 金	<u>554,241</u>
	利 益 剩 余 金 合 計	711,395
	剩 余 金 合 計	<u>3,118,238</u>
	資 本 合 計	<u>5,556,086</u>
	負 債 資 本 合 計	<u>7,234,691</u>

4. 令和4年度 広陵町水道事業会計補正予算（第3号）
実施計画明細書

収益的収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業 収 益			877, 154	98	877, 252
	2 営業外収益		138, 019	98	138, 117
		3 雜収益	137	98	235

(単位 : 千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
2 その他の雑収益	98	一般会計操出金 (児童手当分:12月補正) (補正後) 235 - (当初) 137 = 98

町道の路線認定及び変更について

別紙町道の路線を認定し、及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

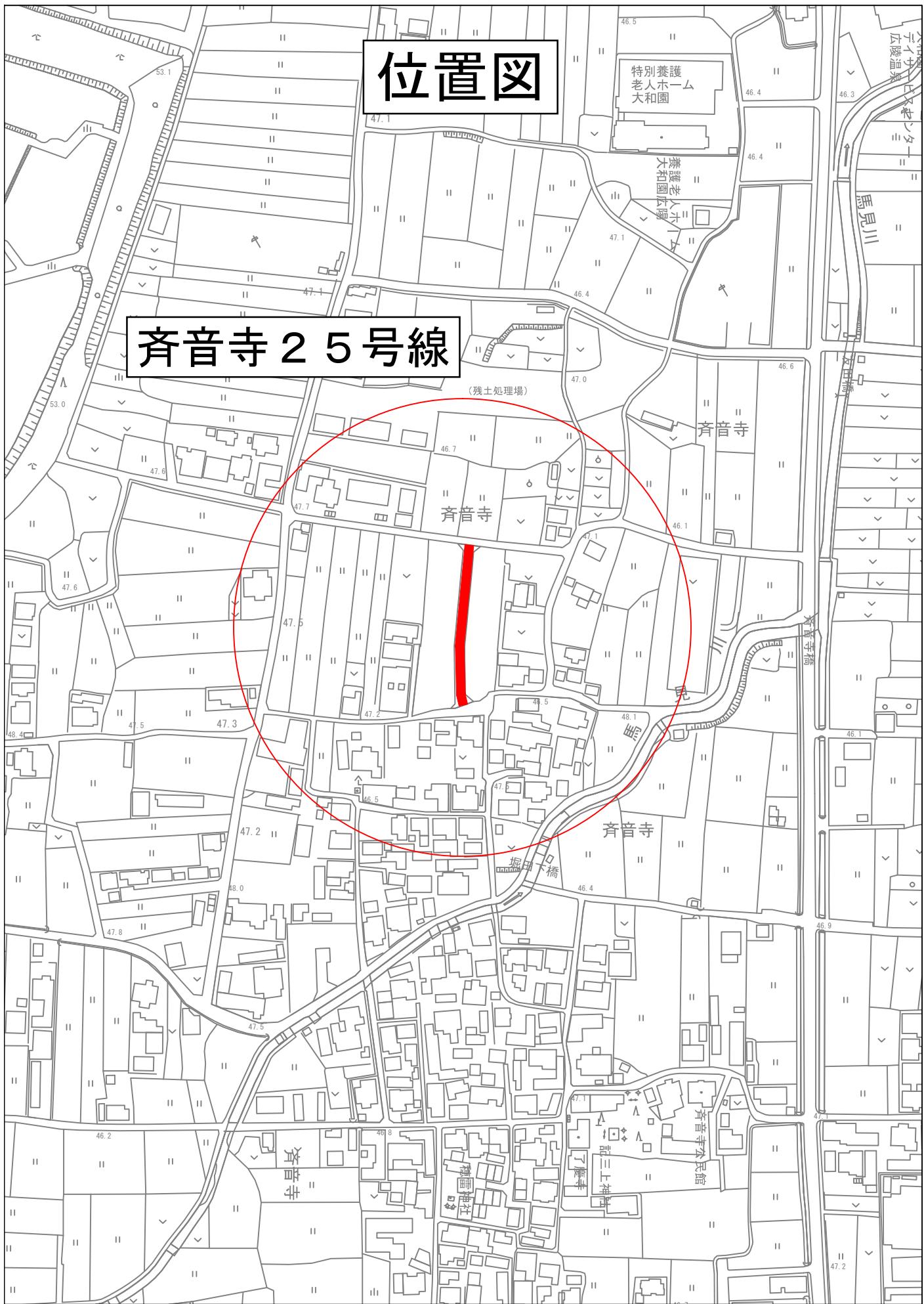
広陵町長 山 村 吉 由

認 定 路 線

路線番号	路線名	起点 番先から 終点 番先まで	延長 (m)	幅員 (m)
1825	齊音寺25号線	三吉元齊音寺方224番14 三吉元齊音寺方224番22	91.80	最大 13.70 最小 6.00
1826	齊音寺26号線	三吉元齊音寺方410番3 三吉元齊音寺方410番6	25.90	最大 14.70 最小 6.00
5431	南31号線	南234番5 南148番6	77.00	最大 8.00 最小 4.00

位置図

齐音寺 25号線

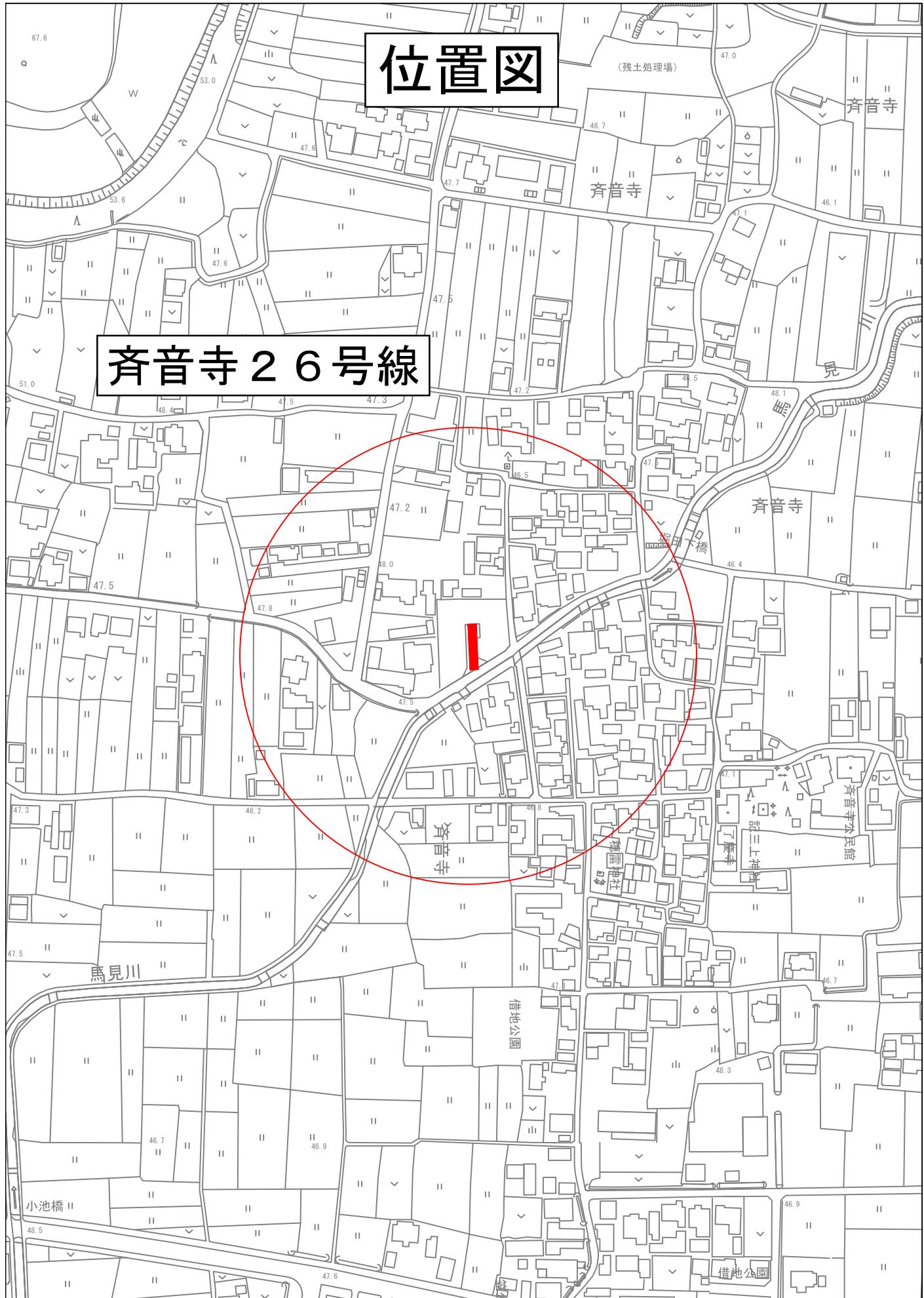


詳細

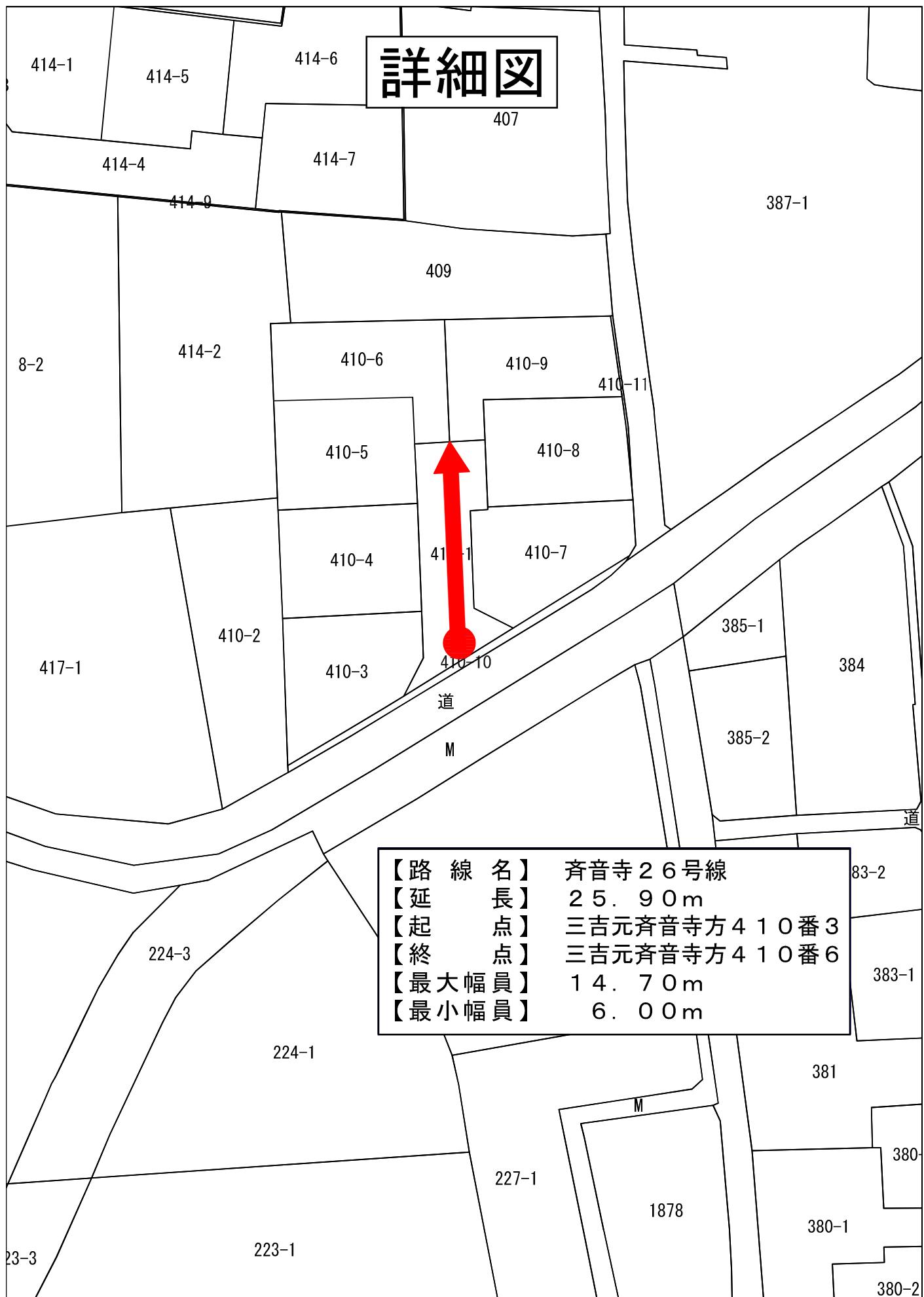


位置図

齊音寺 26号線



詳細図

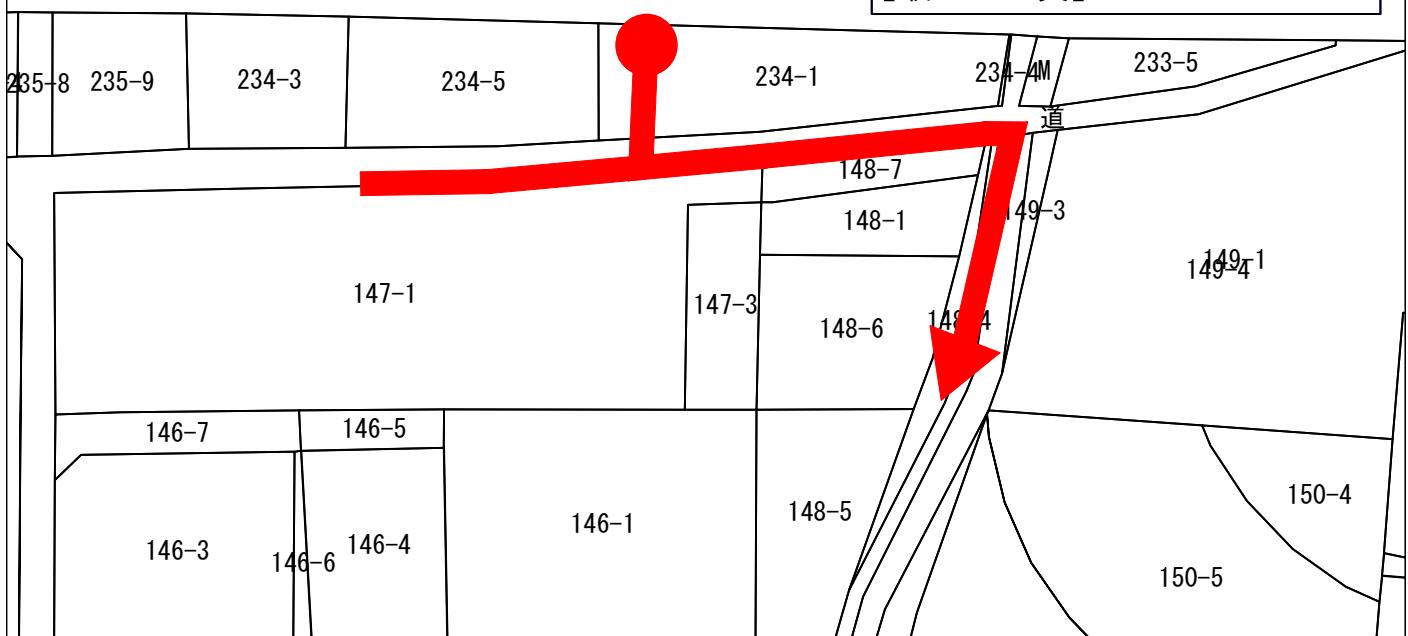
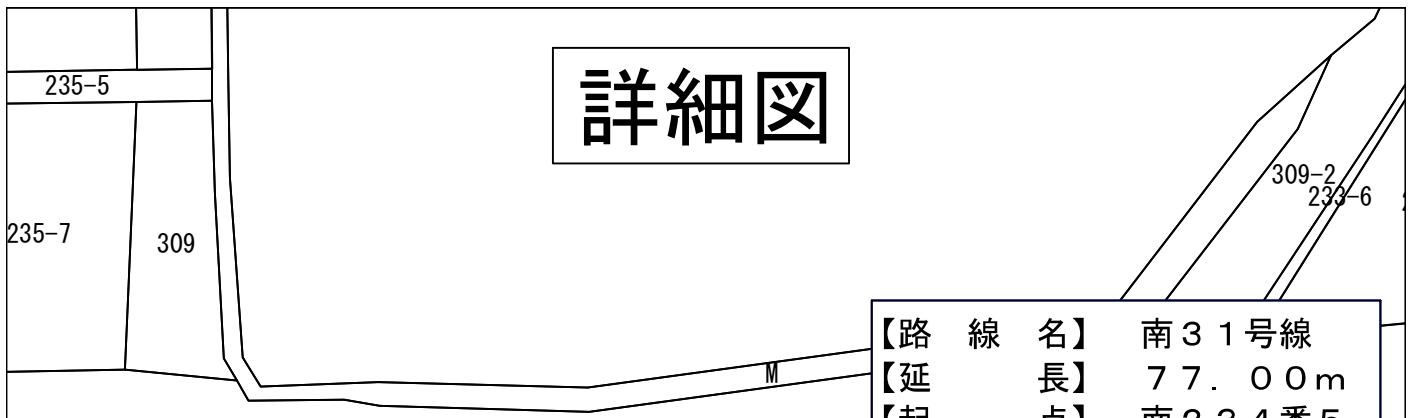


位置図

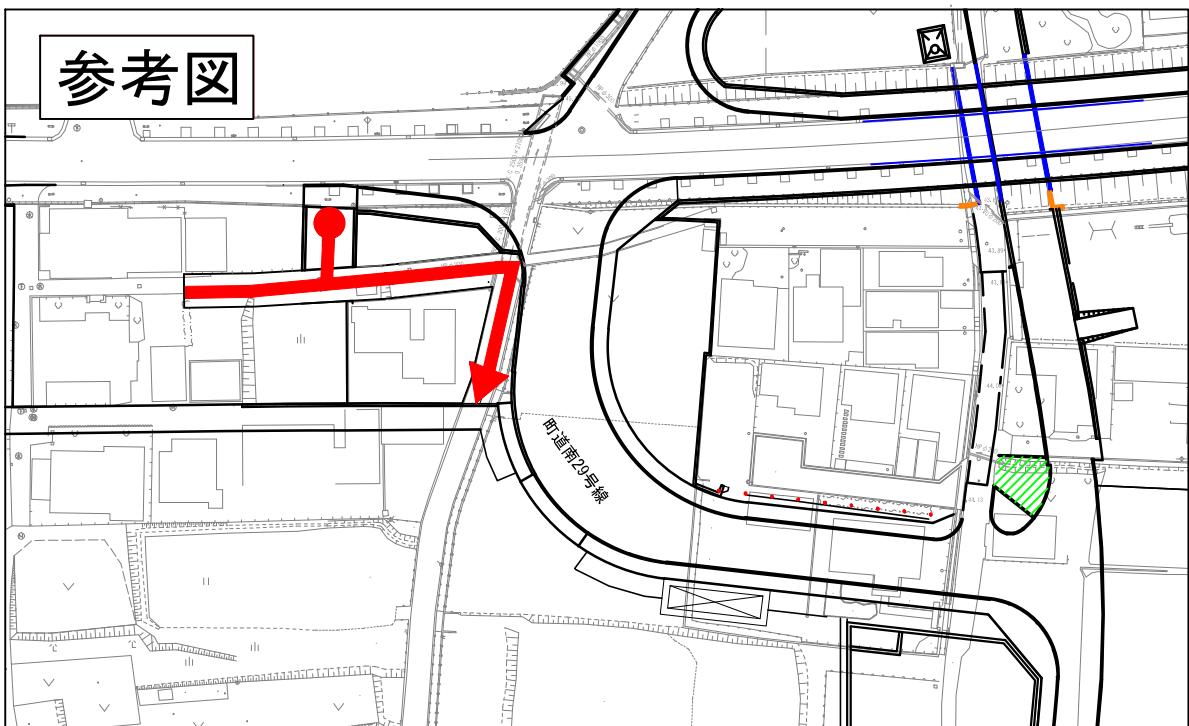
南31号線



詳細図



参考図



変更路線

路線番号	路線名	変更	起点	終点	延長(m)	最大幅(m)	最小幅(m)
5406	南6号線	前	南159番1	南253番1	155. 46	5.00	2.50
		後	変更なし	南166番5	88. 46	変更なし	4.20
5424	南24号線	前	弁財天234番1	弁財天268番3	398. 32	6.00	2.90
		後	弁財天262番1	変更なし	233. 32	変更なし	変更なし

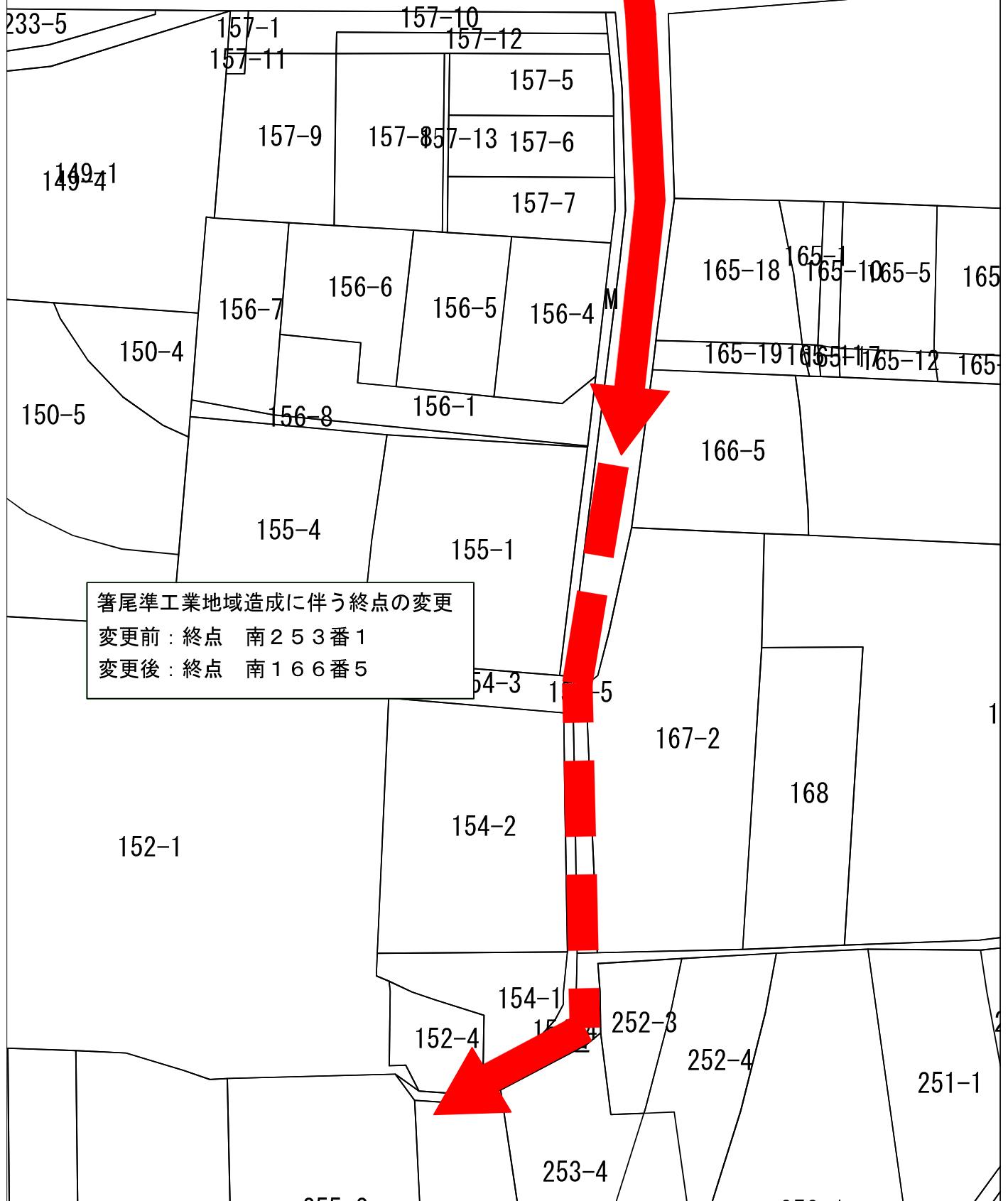
位置図

南6号線

変更区間（廃止）

詳細図

54



位置図

南24号線

変更区間（廃止）

変更区間（追加）

詳細図

54



指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

広陵町長 山 村 吉 由

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

広陵町パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体

大阪市北区梅田一丁目2番2-1200号

株式会社ハウスビルシステム

代表取締役 坂下 芳史

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで